

## 広島県青少年健全育成条例 改正内容骨子案

## 1 青少年の性被害防止対策の強化

## (1) 面会要求行為等の規制

現行	規定なし	
改正内容	規制	青少年（18歳未満）に対する淫行・わいせつ行為（条例第39条）を目的とした面会要求行為（威迫、偽計、拒まれたが反復して、又は利益供与等の方法による要求行為）の禁止規定を新設する。
	罰則	① 規定に違反：30万円以下の罰金 ② 規定に違反し、淫行等の目的で青少年と面会：50万円以下の罰金 【設定の考え方】 刑法において、面会要求罪と映像送信要求罪は同じ重さの刑となっていること、要求の結果として実際にわいせつ目的で面会した罪は、要求罪の2倍の重さの刑となっていることを参考に設定
理由	SNS起因等による性被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において16歳未満に対する面会要求罪が設けられたものの、本条例では同様の規定はないことから、本規定を新設し、18歳未満の青少年を保護する。	

## (2) 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

現行	規定なし	
改正内容	規制	青少年（18歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：30万円以下の罰金 【設定の考え方】他県の例を参考に設定
理由	自画撮り送信等による被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において16歳未満に対する映像送信要求罪が設けられ、また、児童ポルノ法において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことを踏まえ、本規定を新設し、18歳未満の青少年を保護する。	

## 2 青少年（18歳未満）への罰則適用の見直し

現行	規定なし	
改正内容	条例の罰則を青少年（18歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設する。	
理由	本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、社会情勢を踏まえて見直す。	
備考	悪質な事案は、刑法の不同意性交等罪、不同意わいせつ罪等で処罰対象となる。 虞犯少年として、少年法上の保護処分（保護観察、少年院送致等）は可能（逮捕等、刑事訴訟法上の手続きは不可。）。	

### 3 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

現行	インターネット利用に係る保護者や事業者等の努力義務を規定
改正内容	規制 青少年が利用する携帯端末等の契約について、次の事項に関する規定を新設する。 ① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、正当な理由を記載した書面提出の義務化 ② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化 ③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表
	罰則 なし
理由	青少年インターネット環境整備法では、事業者に対して、携帯端末等の使用者が青少年の場合は、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリング利用を条件とした通信サービス提供を義務付けているが、申出等に関する具体的な手続規定はないため、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における理由を記載した書面提出を義務化すること等により周知・徹底し、フィルタリングの利用促進を図る。

### 4 施行時期

1、3については、公布から施行までに3か月程度の周知期間を設ける。